

# 令和5年第3回朝霞市農業委員会議事日程

令和5年3月27日 月曜日 午後3時00分  
於 朝霞市役所 別館2階 全員協議会室

- 第 1 開 会
- 第 2 議事録署名委員の指名について  
7番 渋谷 昇委員 8番 金子 靖彦委員
- 第 3 提 出 議 案
  - 議案第9号 農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について
  - 議案第10号 農地法第4条の規定による農地等の転用申請許可申請承認について
  - 議案第11号 農地法第5条の規定による農地等の賃貸借権設定許可申請承認について
  - 議案第12号 令和5年度最適化活動の目標の設定等について
  - 議案第13号 朝霞市農地等の利用の最適化の推進に関する指針の変更について
- 第 4 諸 報 告
  - (1) 報告第3号 会長専決について
  - (2) その他報告
- 第 5 協 議 事 項
  - (1) 次回の農業委員会総会の日程について
- 第 6 閉 会

議案第9号 農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について

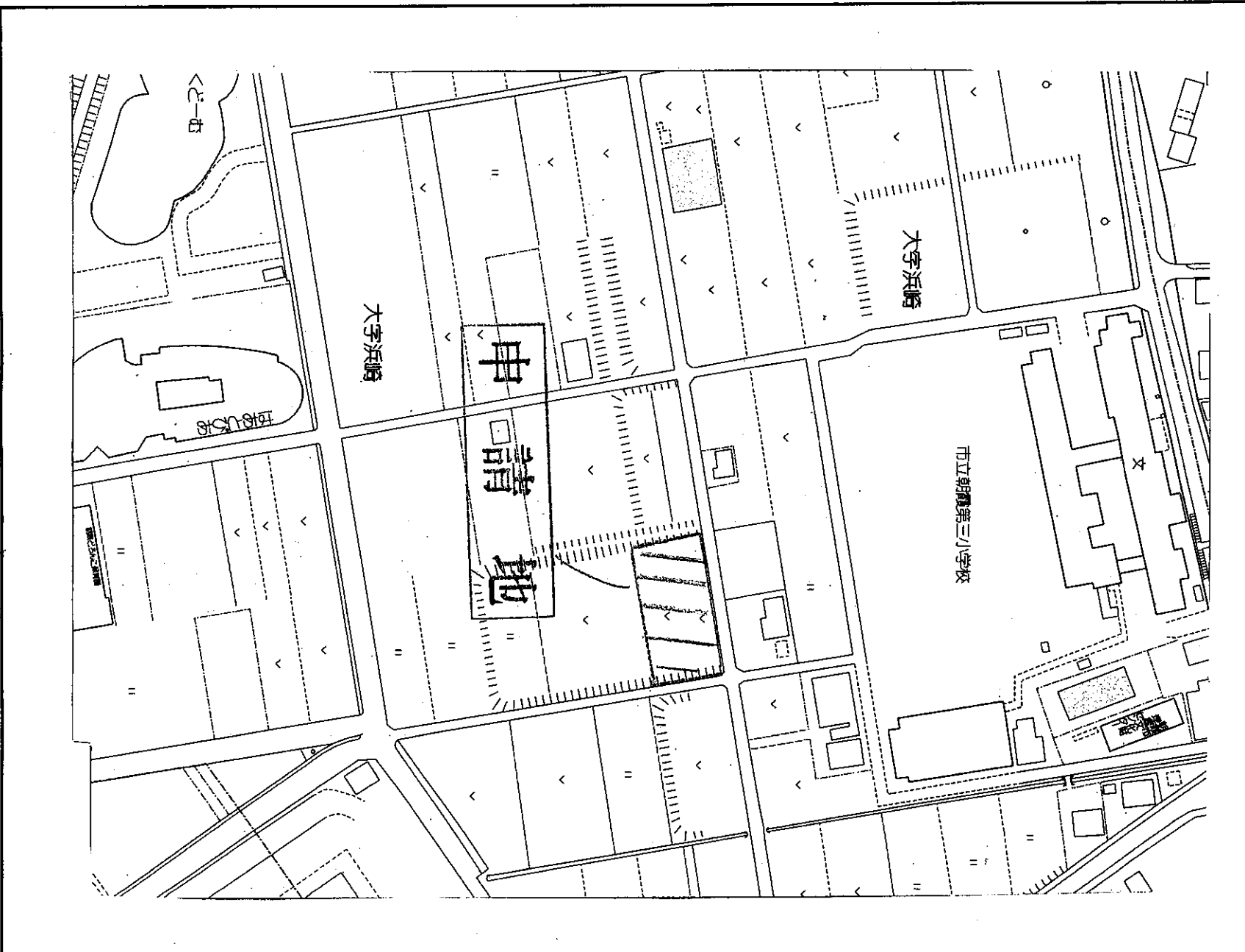
令和5年3月27日 提出

番号	土地の所在地	登記地目	現況地目	譲受人	譲渡人	譲受理由	譲受人		備考
		登記面積 m <sup>2</sup>				譲渡理由	耕作面積m <sup>2</sup>	家族数 (耕作者数)人	
1	大字浜崎字下谷	田	畑	根岸台 [redacted] [redacted]	浜崎 [redacted] [redacted]	経営規模拡大	9,139	2 (2)	調査・説明委員 渡邊 忠委員
	大字浜崎字下谷	山林	畑			経営規模縮小			
2	大字宮戸字押切町	田	畑	和光市下新倉 [redacted] [redacted]	宮戸 [redacted] [redacted] 宮戸 [redacted] [redacted]	経営規模拡大	6,480	6 (3)	調査・説明委員 須田 哲也委員
						経営規模縮小			
3	大字宮戸字押切町	田	畑	和光市下新倉 [redacted] [redacted]	宮戸 [redacted] [redacted]	経営規模拡大	6,480	6 (3)	調査・説明委員 須田 哲也委員
						経営規模縮小			
4	大字浜崎字谷島	田	畑	和光市下新倉 [redacted] [redacted]	浜崎 [redacted] [redacted] 浜崎 [redacted] [redacted]	経営規模拡大	6,480	6 (3)	調査・説明委員 須田 哲也委員
						経営規模縮小			
5	大字浜崎字下谷	田	畑	和光市下新倉 [redacted] [redacted]	浜崎 [redacted] [redacted] 浜崎 [redacted] [redacted]	経営規模拡大	6,480	6 (3)	調査・説明委員 須田 哲也委員
	大字浜崎字下谷	田	畑			経営規模縮小			

# 案内図

議案第9号1番

土地の所在地	朝霞市大字浜崎字下谷、	
議 受 人	根岸台	浜崎
議 渡 人		



公図の写し

議案第9号1番

土地の所在地

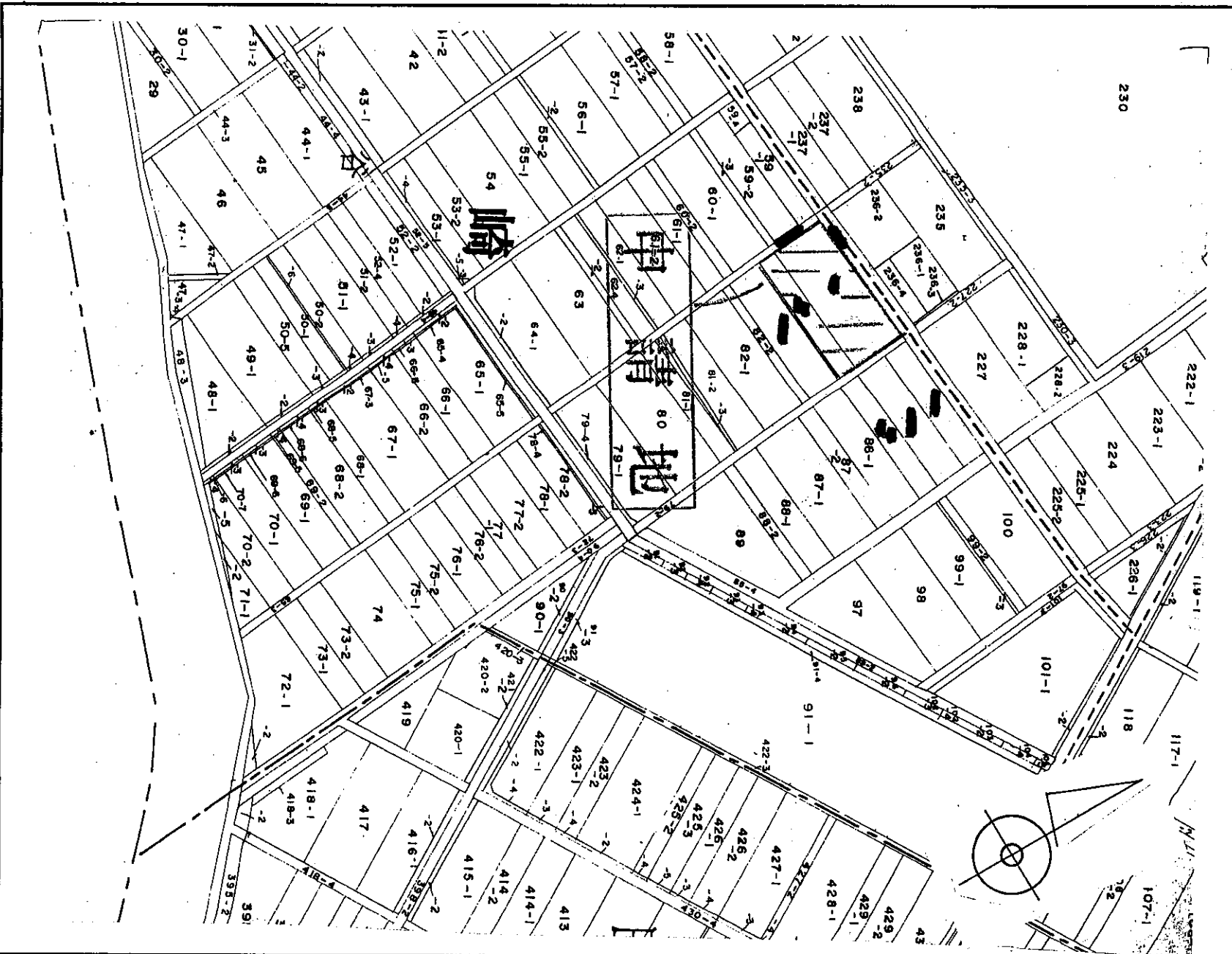
朝霞市大字浜崎字下谷

譲受人

根岸台

譲渡人

浜崎



案 内 図

議案第9号2番

土地の所在地

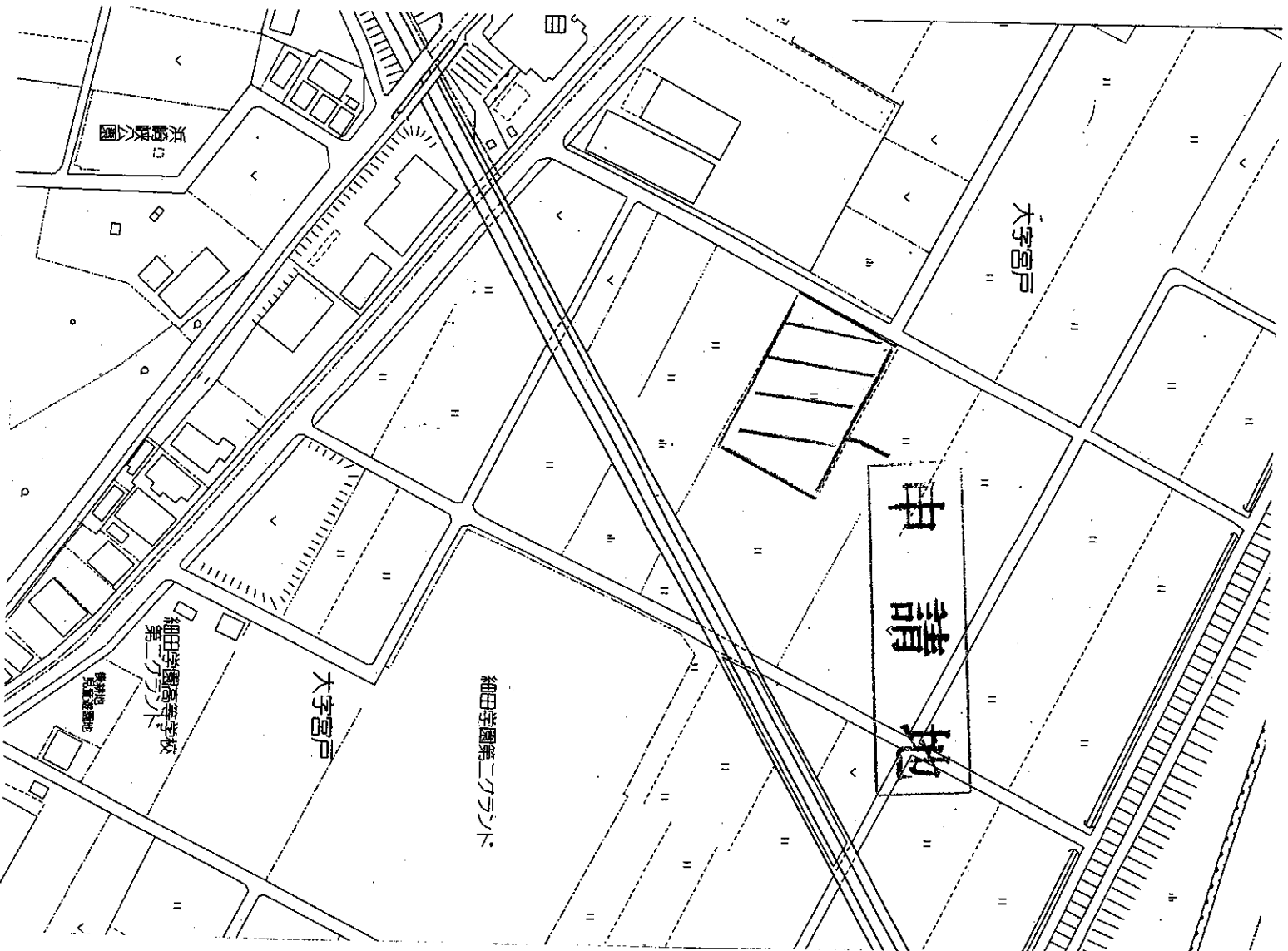
朝霞市大字宮戸字押切町

譲 受 人

和光市下新倉

譲 渡 人

宮戸



公図の写し

議案第9号2番

土地の所在地

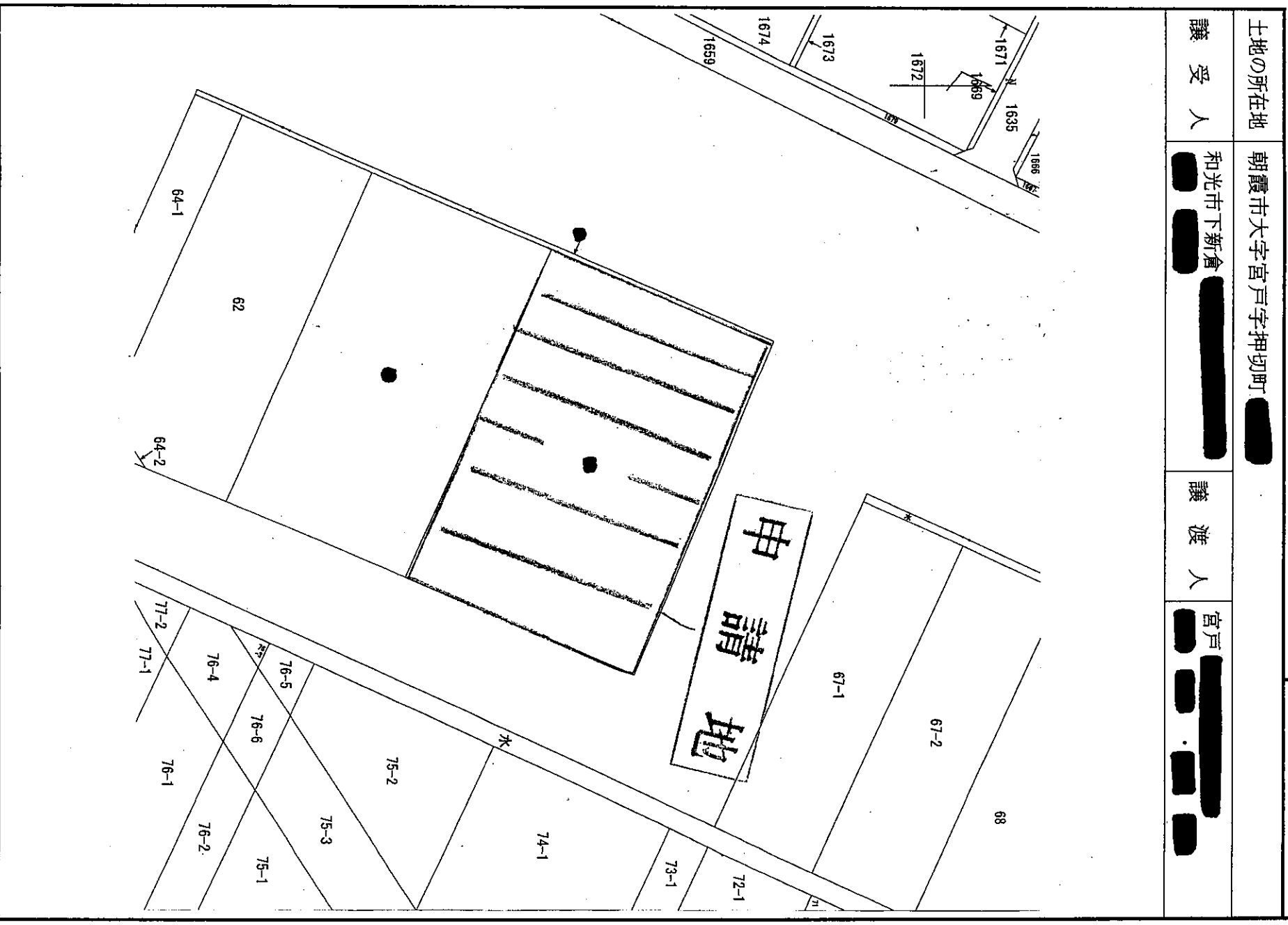
朝霞市大字宮戸字押切町

譲受人

和光市下新倉

譲渡人

宮戸



案内図

議案第9号3番

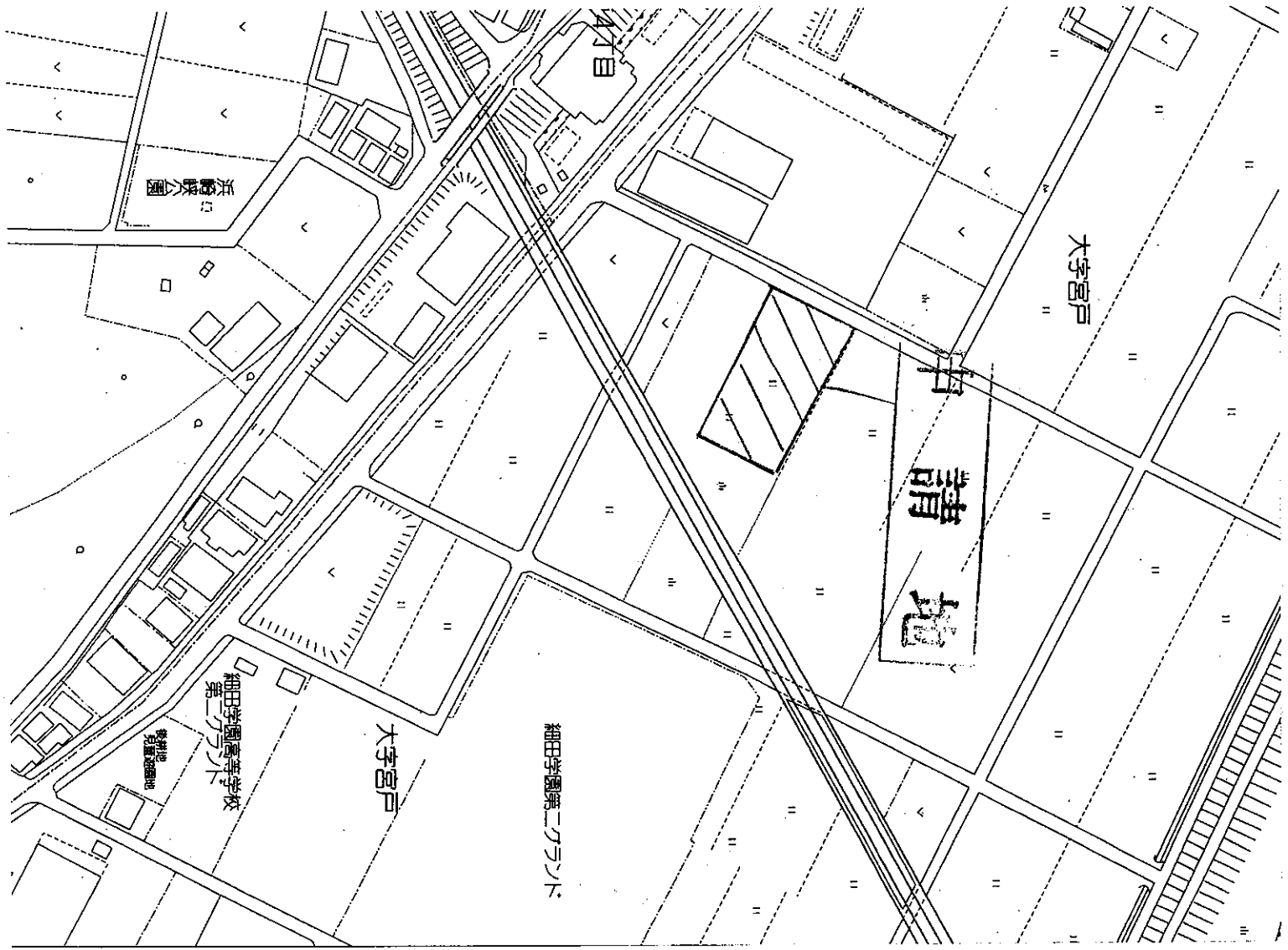
土地の所在地 朝霞市大字宮戸字押切町 番

議受人

和光市下新倉

議渡人

宮戸



公図の写し

議案第9号3番

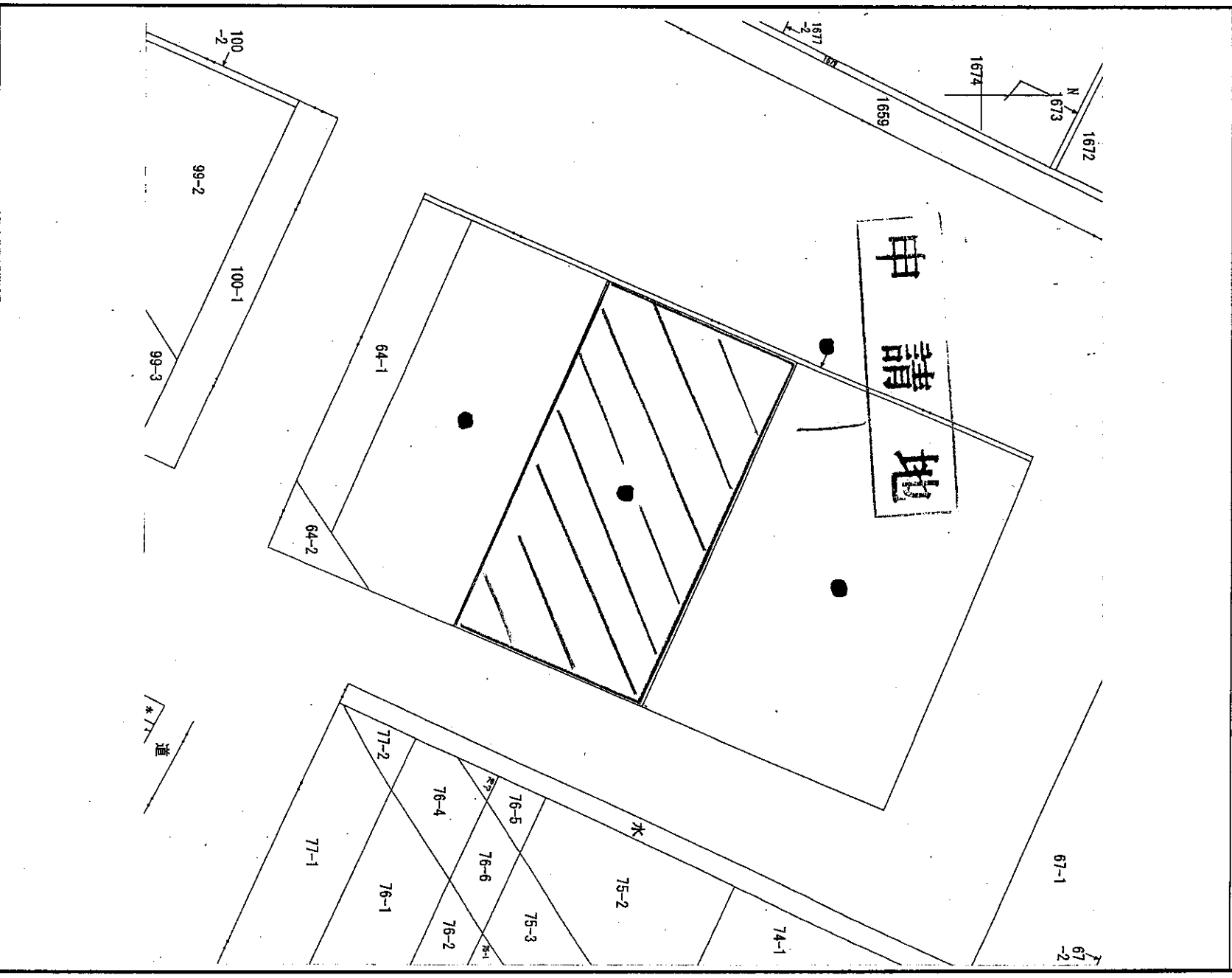
土地の所在地 朝霞市大字宮戸字押切町 番

譲受人

和光市下新倉 [REDACTED]

譲渡人

宮戸 [REDACTED]





# 案内図

議案第9号4番

土地の所在地

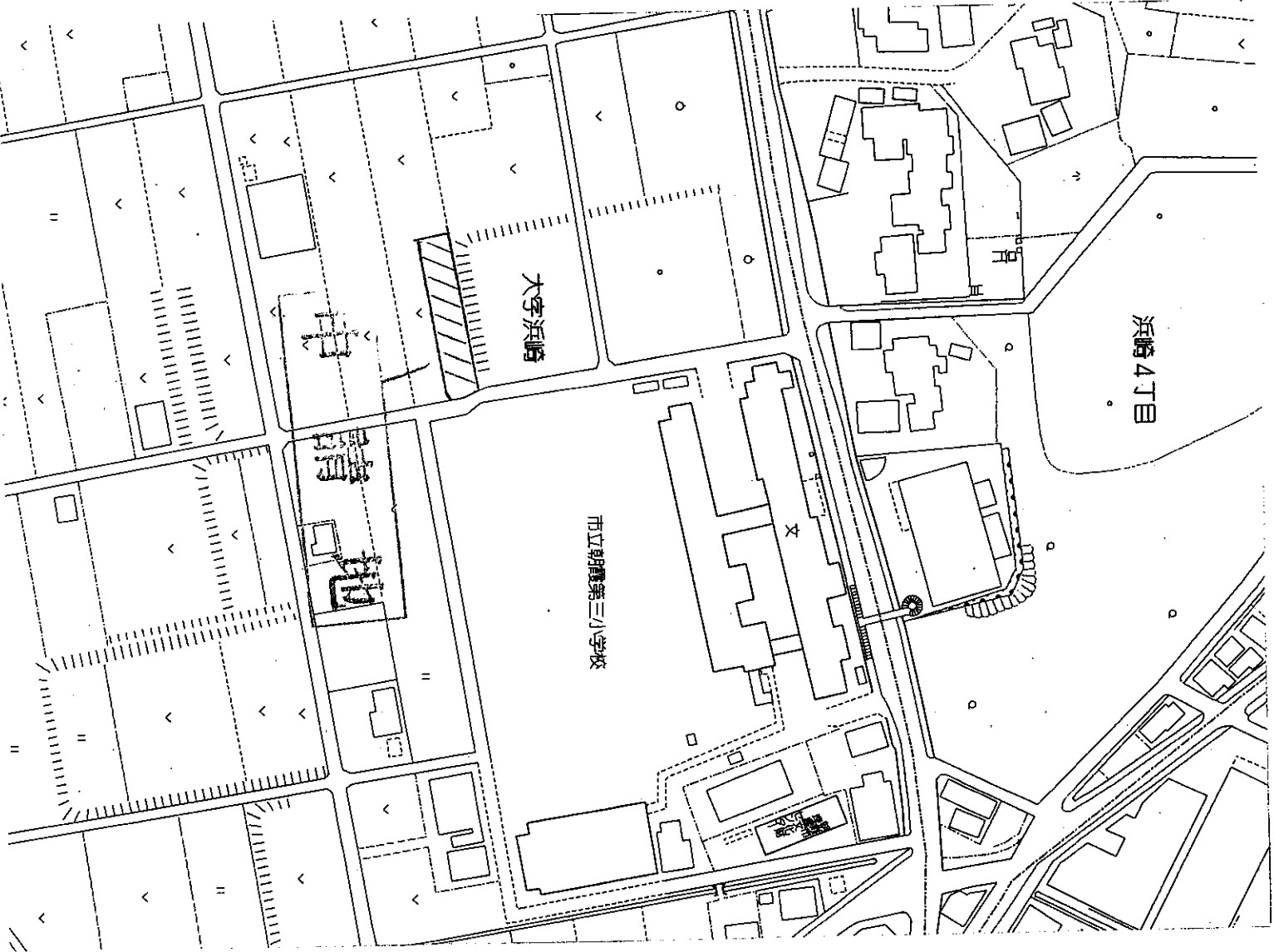
朝霞市大字浜崎字谷島

譲受人

和光市下新倉

譲渡人

浜崎



# 公図の写し

議案第9号4番

土地の所在地	朝霞市大字浜崎字谷島	
譲受人	和光市下新倉	譲渡人
	浜崎	

# 案内図

議案第9号5番

土地の所在地

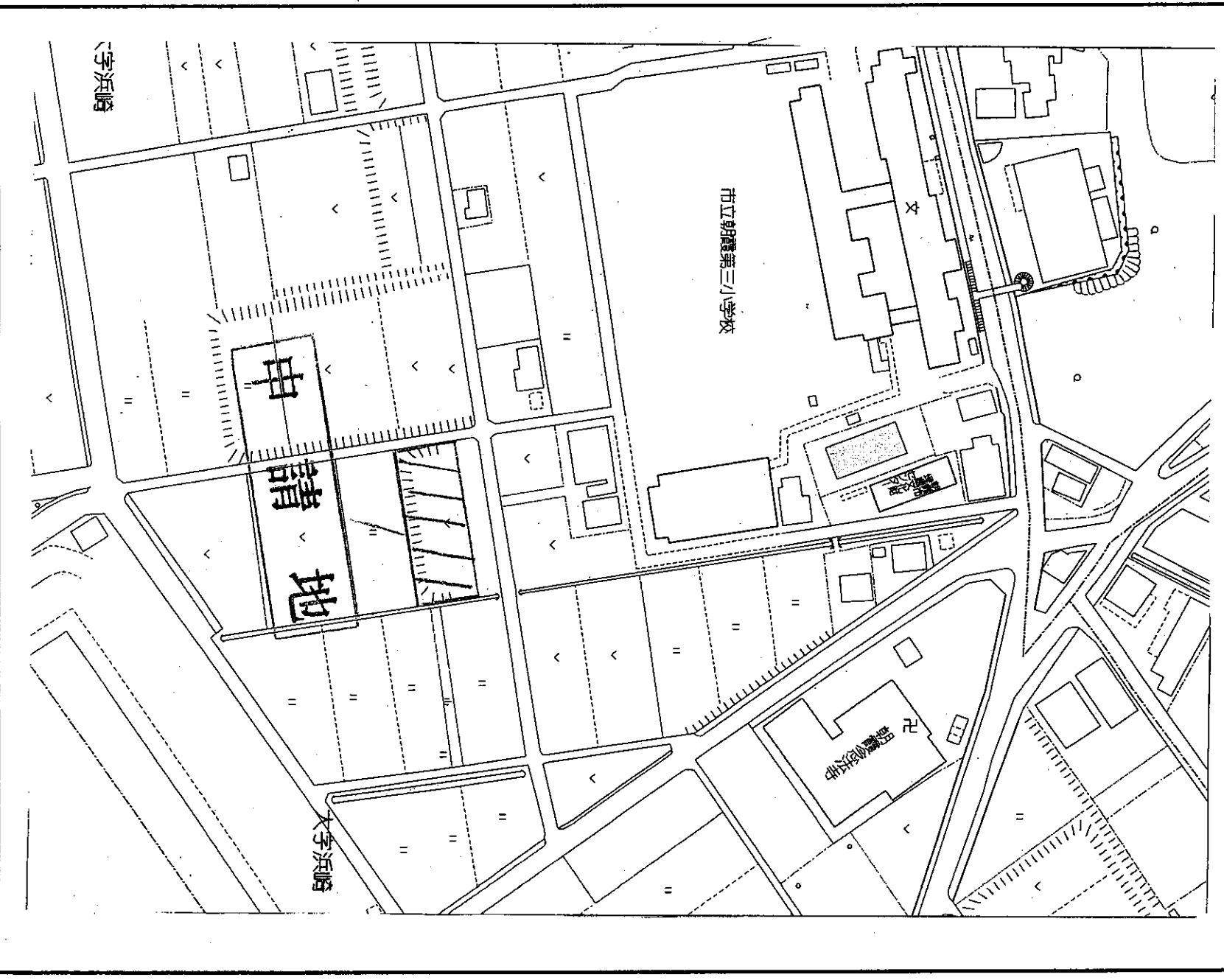
朝霞市大字浜崎字下谷、

譲受人

和光市下新倉

譲渡人

浜崎



# 公図の写し

議案第9号5番

土地の所在地	朝霞市大字浜崎字下谷 [redacted]、 [redacted]		
譲受人	和光市下新倉 [redacted]	[redacted]	譲渡人
	浜崎 [redacted]	[redacted]	[redacted]

議案第10号 農地法第4条の規定による農地等の転用申請許可申請承認について

令和5年3月27日 提出

番号	土地の所在地	登記地目	現況地目	申請人	転用目的	農地区分	備考
		登記面積 ㎡			施設の概要		
1	大字宮戸字橋面 ■	田	畑 2,555.00	宮戸 [REDACTED] [REDACTED]	貸駐車場敷地	3種	調査・説明委員 須田 哲也委員

埼玉県朝霞市農業委員会会長 高橋 隆

案 内 図

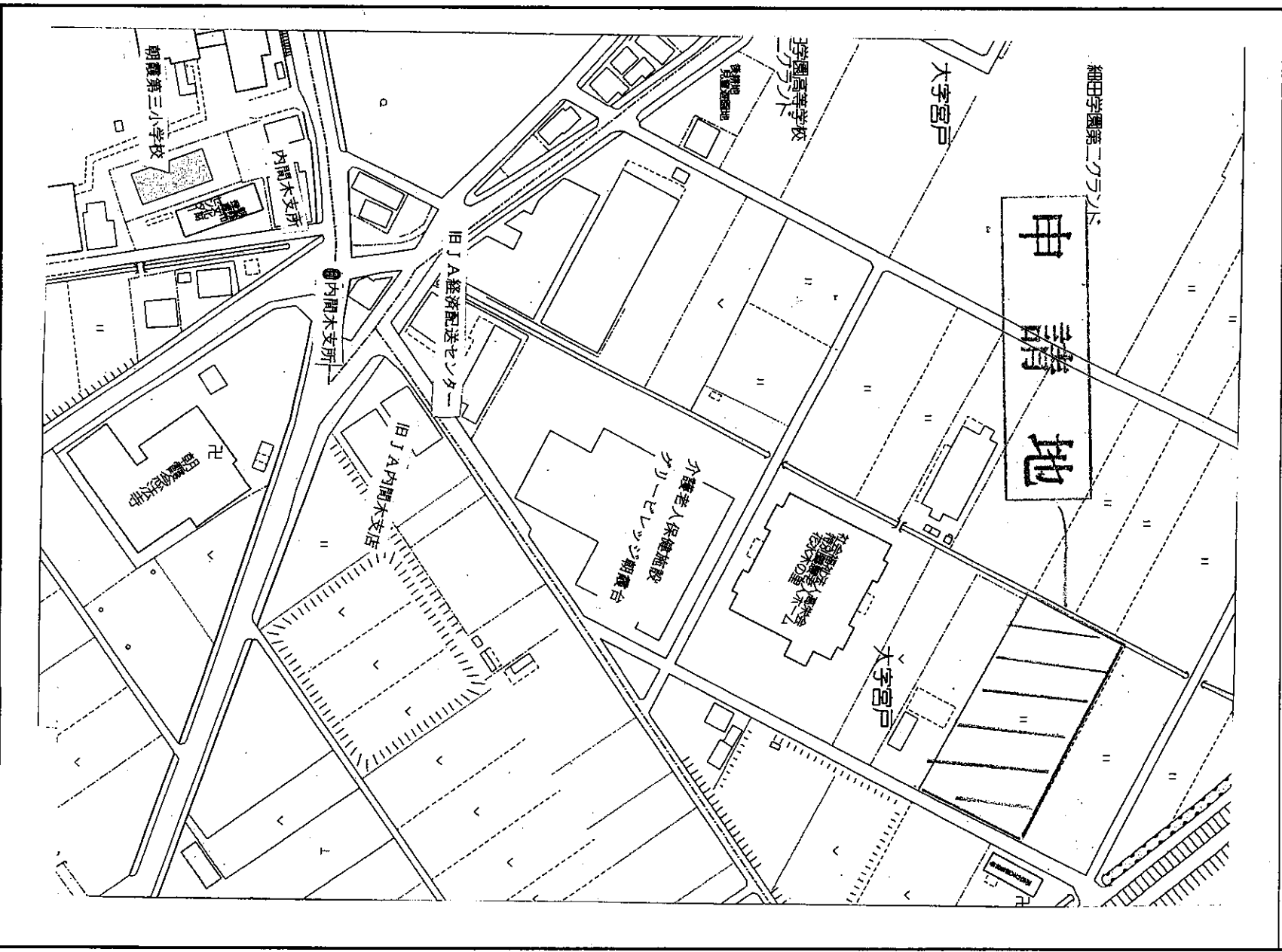
議案第10号1番

土地の所在地

朝霞市大字宮戸字橋面

申 請 者

朝霞市宮戸



公図の写し

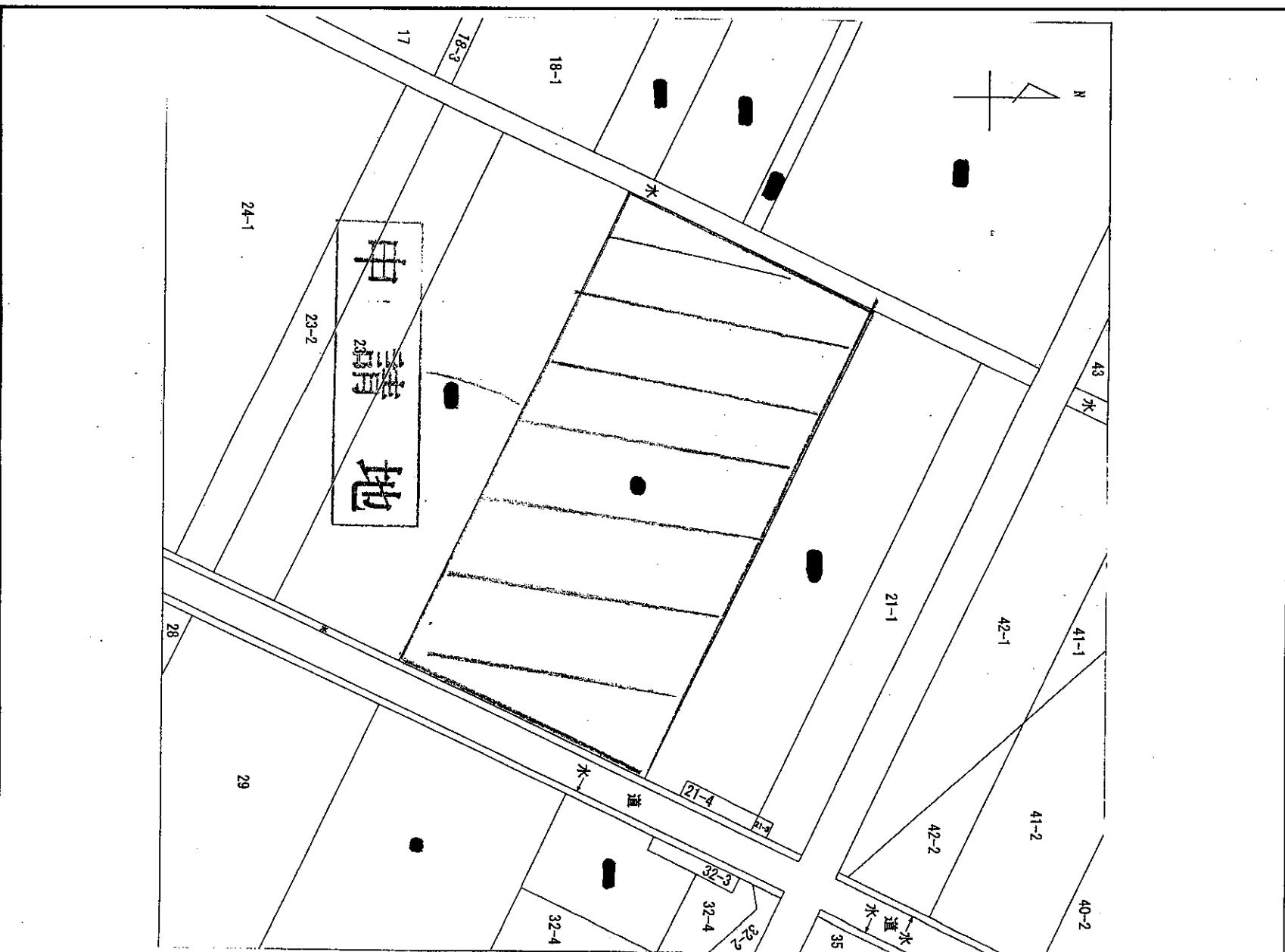
議案第10号1番

土地の所在地

朝霞市大字宮戸字橋面

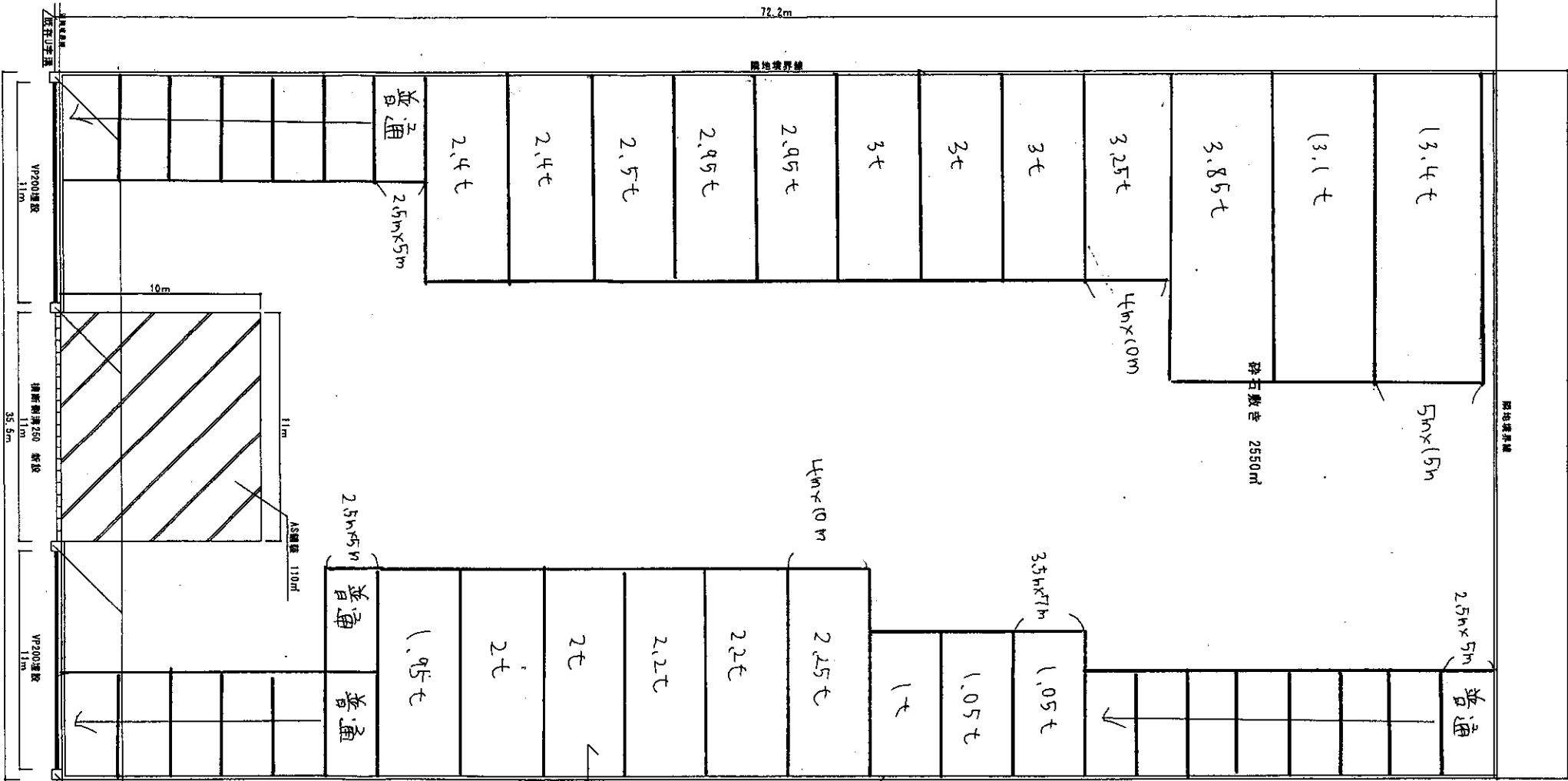
申請者

朝霞市宮戸



35.5m

宮戸造成工事



72.2m

埋設溝

埋設溝

5m x 5m

砕石敷き 2550㎡

4m x 10m

3.5m x 7m

4m x 10m

2.5m x 5m

AS埋設 110㎡

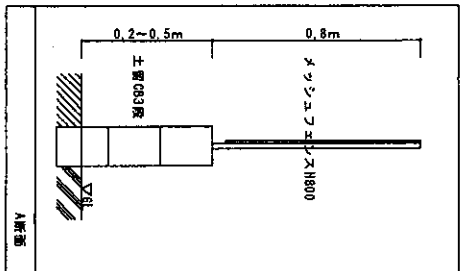
10m

コンクリート溝500 新設

VP200埋設 11m

埋設溝幅250 新設 11m

VP200埋設 11m



土質G33層+メッシュコンクリート1800 204m

埋設溝

1/200



議案第11号 農地法第5条の規定による農地等の賃貸借権設定許可申請承認について

令和5年3月27日 提出

番号	土地の所在地	登記地目	現況地目	借受人	貸出人	転用目的	農地区分	備考
		登記面積 m <sup>2</sup>				施設の概要		
1	大字溝沼字富士下 ●	田	畑 651.00	三原 ● ● ●	溝沼 ● ● ●	駐車場及び資材置場	2種	調査・説明委員 栗原 昌幸委員
	大字溝沼字富士下 ●	田	畑 715.00					

埼玉県朝霞市農業委員会会長 高橋 隆

案 内 図

議案第11号1番

土地の所在地

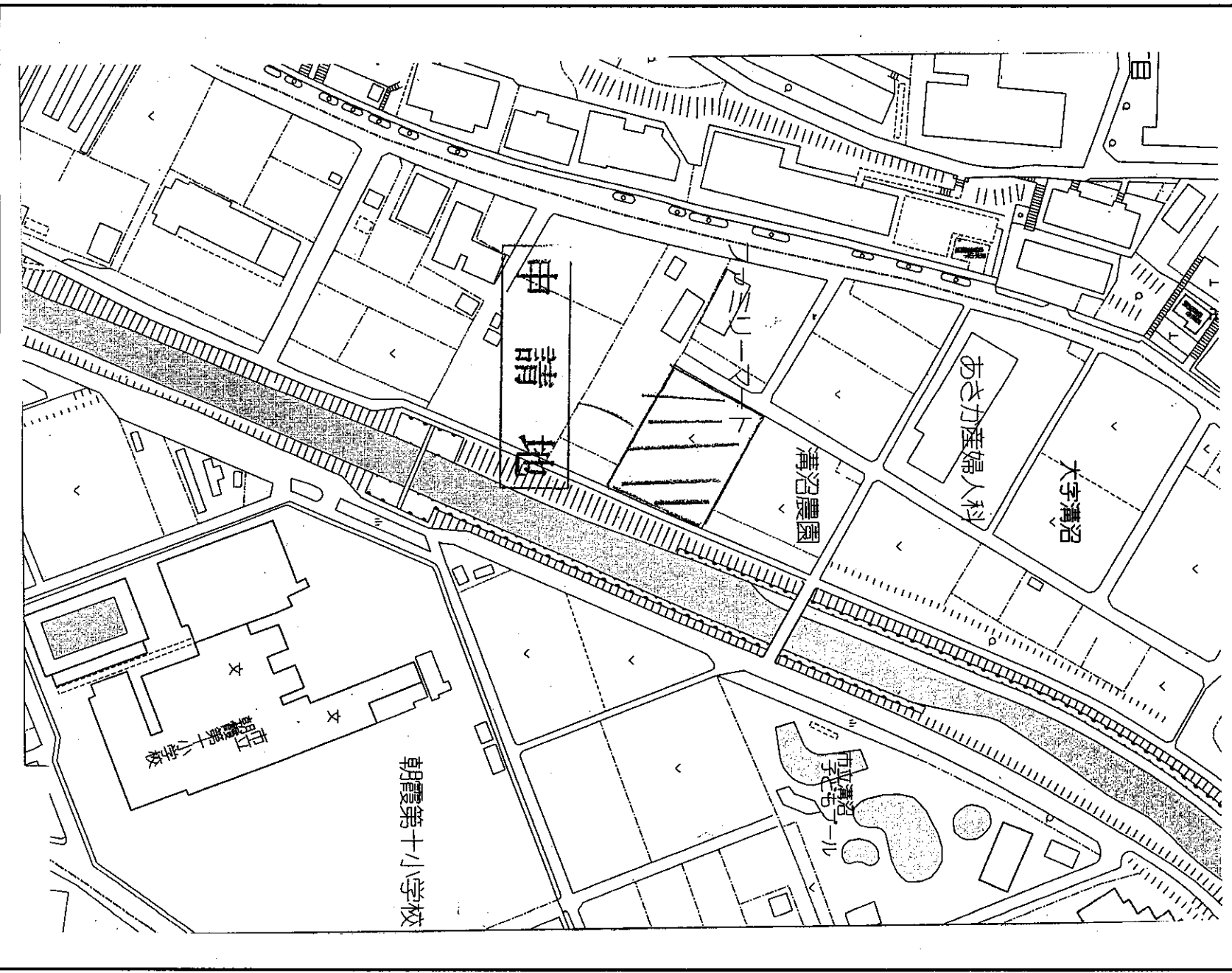
朝霞市大字溝沼字富士下

借 受 人  
(譲受人)

朝霞市三原

貸 出 人  
(譲渡人)

朝霞市溝沼



公図の写し

議案第11号1番

土地の所在地

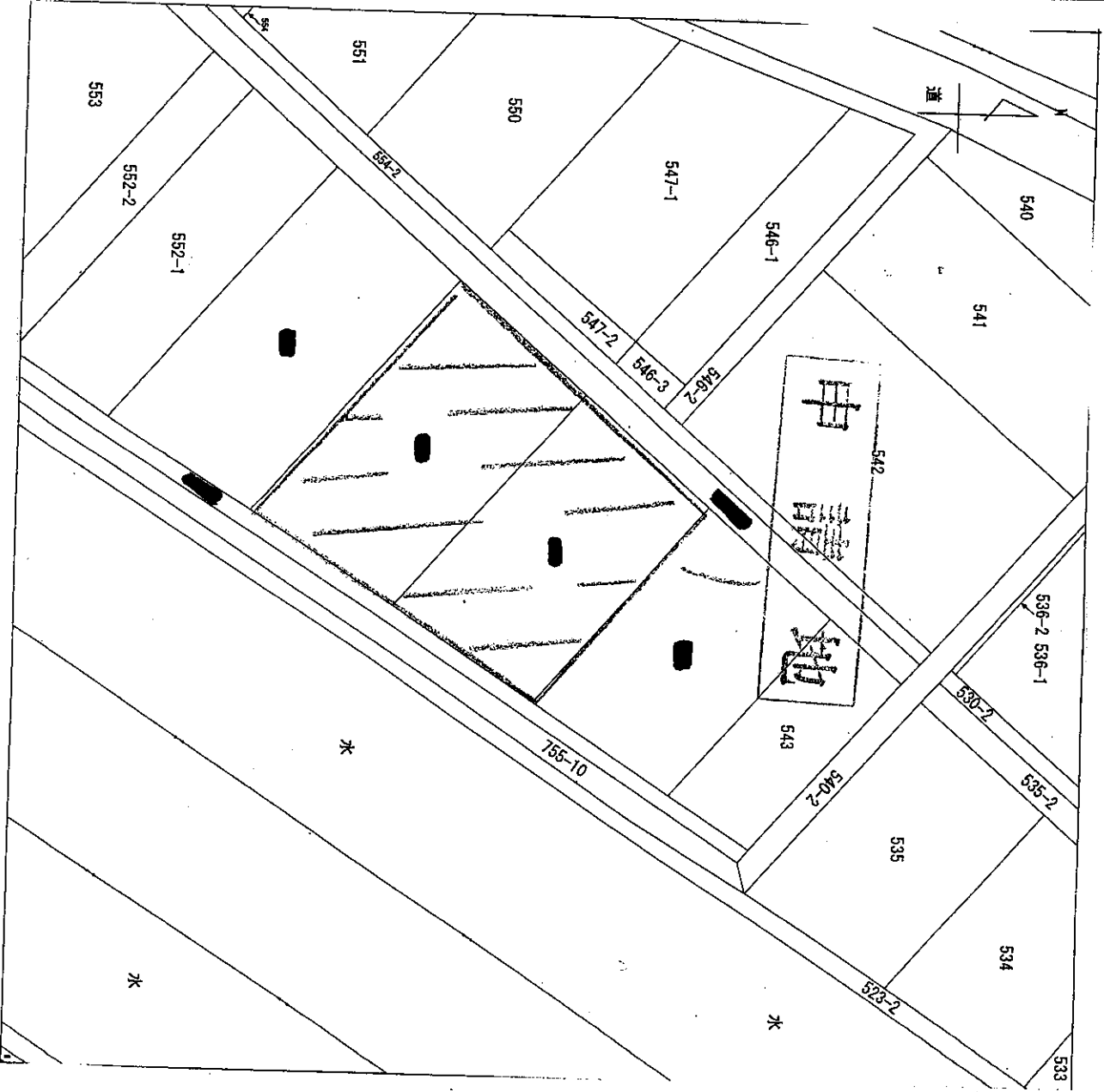
朝霞市大字溝沼字富士下

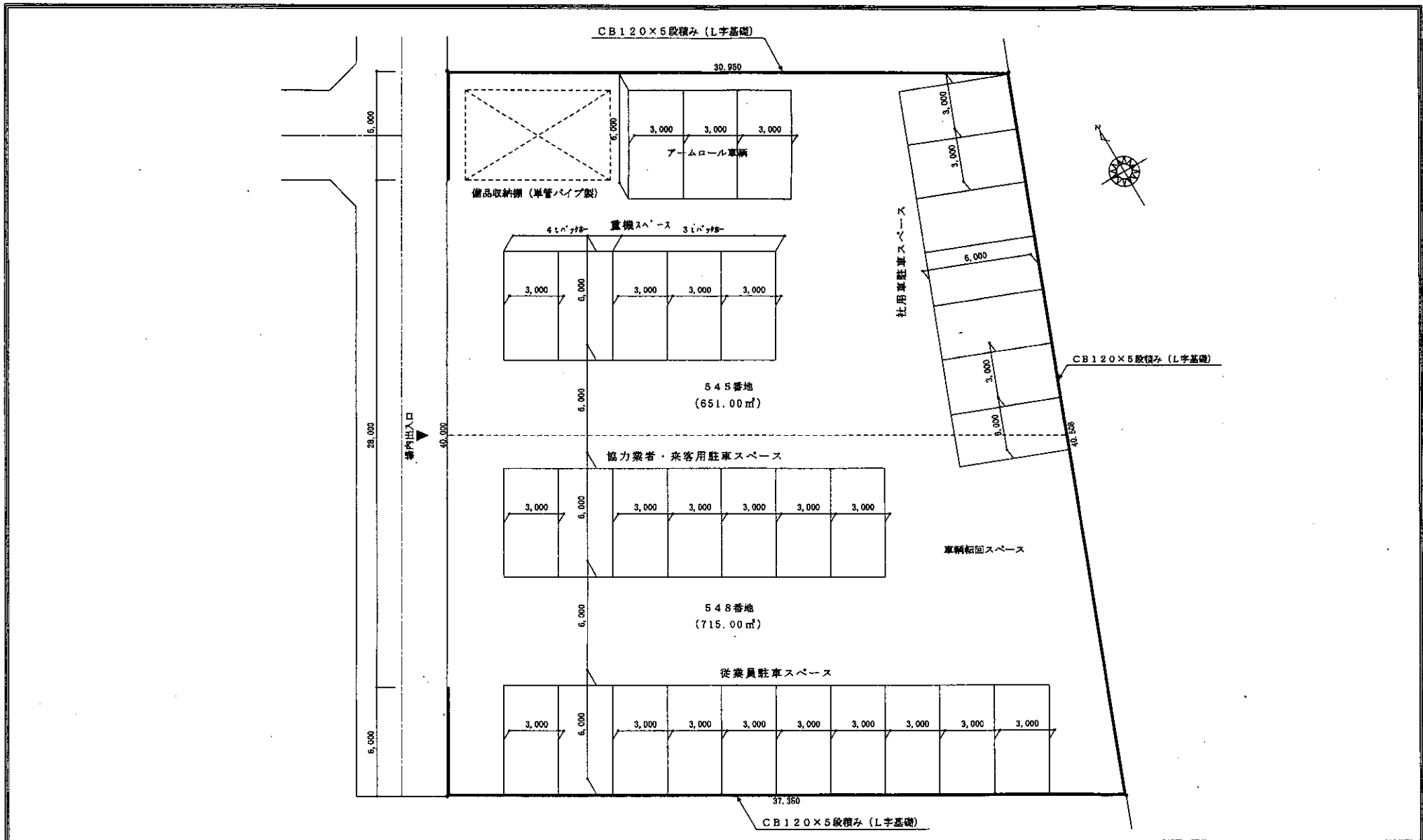
借受人  
(譲受人)

朝霞市三原

貸出人  
(譲渡人)

朝霞市溝沼





工事名 朝霞市大字溝沼字富士下	管理者	設計者	担当者	図面名 配置図	図面NO
				備考	
	日付	日付	日付		

議案第12号 令和5年度最適化活動の目標の設定等について

令和5年3月27日 提出

別紙のとおり

埼玉県朝霞市農業委員会会長 高橋 隆

令和5年度最適化活動の目標の設定等

都道府県名: 埼玉県  
 農業委員会名: 朝霞市農業委員会

1 農業委員会の状況(令和5年4月1日現在)

1 農業委員会の現在の体制

任命・委嘱年月日 令和4年4月1日

任期満了年月日 令和7年3月31日

	農業委員	
	定数	実数
農業委員数	20	20
認定農業者	—	7
認定農業者に準ずる者	—	0
女性	—	3
40代以下	—	3
中立委員	—	1

	定数	実数	担当区域数
農地利用最適化推進委員	0	0	0

2 農家・農地等の概要

総農家数	経営体数
186	120

※ 直近の「農林業センサス」又は「農業構造動態調査」に基づいて記入

	農業者数(人)
基幹的農業者数	234
女性	96
40代以下	32

※ 直近の「農林業センサス」又は「農業構造動態調査」に基づいて記入

	経営体数(経営体)
認定農業者	29
基本構想水準到達者	2
認定新規就農者	0
農業参入法人	1
集落営農経営	0
特定農業団体	0
集落営農組織	0

※農業委員会調べ

単位:ha

耕地面積	畑			計		
	田	普通畑	樹園地			
	6	149	149	0	0	155

※ 直近の「耕地及び作付面積統計」に基づいて記入

## II 最適化活動の目標

### 1 最適化活動の成果目標

#### (1) 農地の集積

##### ①現状及び課題

現状	管内の農地面積(A)	155 ha	これまでの集積面積(B)	34 ha	集積率(B)/A	21.9 %
	課題	都市近郊という地域性から農地を資産として保有する傾向にあり、農地の貸し出しや移転など出し手確保することが難しい状況にある。また、農業従事者の高齢化や後継者不足など農業に従事する者が減少しており、市街化調整区域においても農地転用などに農地が集積しにくい傾向にある。				

※1 農地面積は、直近の「耕地及び作付面積統計」における耕地面積を記入

※2 「農地の集積」は、経営局長通知の別表1に掲げる者への農地の集積をいう

※3 「集積面積」は、局長通知別表1に掲げる者へ集積された農地の面積をいう(以下同じ。)

##### ②目標

農地の集積の目標年度	12	年度集積率	50 %
今年度の新規集積面積	5 ha	農地面積(C)	155 ha
今年度末の集積面積(累計)(D)	39 ha	(目標)今年度末の集積率 (B)=(D)/C	25.2 %

※ 農地の集積の目標年度及び農地集積率には、設定した目標の根拠とした目標の目標年度及び当該目標年度における農地集積率を記入

### (2) 遊休農地の解消

##### ①現状及び課題

現状	直近の利用状況調査により判明した遊休農地の状況		
	1号遊休農地面積		うち緑区分の遊休農地面積
	0.2 ha	0.2 ha	0 ha
課題	農地の利用状況調査の円滑な実施と遊休農地の解消が一時的なものとならないよう指導する必要がある。		

##### ②目標

#### ア 既存遊休農地の解消

##### a 緑区分の遊休農地の解消

令和3年度の利用状況調査における緑区分の遊休農地面積	0.2 ha
緑区分の遊休農地の解消目標面積	0.04 ha

※ 緑区分の遊休農地の解消目標は、令和3年度の利用状況調査における緑区分の遊休農地面積の5分の1の面積を記入

##### b 黄区分の遊休農地の解消

令和3年度の利用状況調査における黄区分の遊休農地	0 ha
黄区分の遊休農地の解消のための工程表の策定方針	

#### イ 新規発生遊休農地の解消

前年度に新規発生した緑区分の遊休農地の解消目標面積	0 ha
---------------------------	------

(3) 新規参入の促進

①現状及び課題

現状	令和2年度新規参入者		令和3年度新規参入者		令和4年度新規参入者	
	経営体数	ha	経営体数	ha	経営体数	ha
	0	0	0	0	0	0
課題	都市農業地域であることから、宅地化の影響を顕著に受けており、他産業並みの労働力と所得を実現するためにとまった農地がない。安定的な農業経営を目指す意欲的な農業者の確保は極めて難しい状況にある。					

※ 現状欄は、直近3年度の新規参入した経営体数と当該経営体の経営面積の合計の農地面積を記入

②目標

権利移動面積	令和2年度		令和3年度		令和4年度		平均
	ha	ha	ha	ha	ha	ha	
新規参入者への貸付等について農地所有者の同意を得た上で公表する農地の面積	0.40	1.22	1.37	1.00	0.10		1.00

※1 過去3年間の権利移動面積は、農地法(昭和27年法律第229号)第3条第1項に基づき許可及び農業経営基盤強化促進法第19条に基づき公告された農用地利用集積計画による権利移動面積(有償所有権移転(所有権に基づいて耕作の事業に供していたものに限る。))及び賃借権の設定並びに利用権の設定に限る。)を記入

※2 目標面積は、過去3年度の権利移動面積の平均の1割以上を記入

2 最適化活動の活動目標

(1) 推進委員等が最適化活動を行う日数目標

1人当たりの活動日数	10 日/月	最適化活動を行う農業委員の人数		20 人
		農地利用最適化推進委員の人数	0 人	

(2) 活動強化月間の設定目標

活動強化月間の設定回数	3 回
-------------	-----

取組時期	取組項目	強化月間の内容	
7月	②遊休農地の解消	相続税納税猶予地区等の農地・ポットホール活動強化	
11月	①農地の集積	土地利用状況意向調査に基づく個別調整を行う	
1月	③新規参入の促進	新規就農者への相談活動強化	

※1 取組項目欄は、①農地の集積、②遊休農地の解消、③新規参入の促進のいずれかを記入

※2 強化月間の内容欄は、活動強化月間の具体的な取組の内容を記入

(3) 新規参入相談会への参加目標

新規参入相談会への参加回数	1 回
---------------	-----

開催時期	未定	相談会名	新・農業人フェア
参加者数	1人	開催場所	未定
相談会の内容	就農情報、事例紹介等		
開催時期		相談会名	
参加者数		開催場所	
相談会の内容			

※ 新規参入相談会への参加回数欄は、推進委員等が1名以上参加する相談会の数を記入(参加者数によらず、1名以上が参加する新規参入相談会ごとに1回とする)



議案第13号 朝霞市農地等の利用の最適化の推進に関する指針の変更について

令和5年3月27日 提出

別紙のとおり

埼玉県朝霞市農業委員会会長 高橋 隆

令和5年3月27日

朝霞市農業委員会農地等の利用の最適化に関する指針（案）

朝霞市農業委員会

第1 基本的な考え方

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号。以下「法」という。）の一部を改正する法律が平成28年4月1日に施行され、農業委員会においては「農地等の利用の最適化の推進」が最も重要な必須業務として、明確に位置づけられた。

朝霞市農業委員会は、法第7条第1項に基づき、農地等の利用の最適化に取り組むための指針として、具体的な目標と推進方法を以下のとおり定める。

なお、この指針は10年後の目標とし、5年ごとに検証・見直しを行う。

また、単年度の具体的な活動については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」（令和4年2月2日付け3経営第2584号農林水産省経営局長通知、令和4年2月25日付け3経営第2816号農林水産省経営局農地政策課長通知）に基づき「最適化活動の目標の設定等」のとおりとする。

第2 具体的な目標と推進方法

1 遊休農地の解消について

(1) 遊休農地の解消目標 0. 20ヘクタール

【目標設定の考え方】

5年後の令和10年には解消目標値の全ての遊休農地の解消を目指す。

(2) 遊休農地解消の具体的な取組方法

農地パトロールを実施し、遊休農地の所有者の意向調査や相談及び指導を行う。

(3) 遊休農地の解消の評価方法

遊休農地の解消の進捗状況は、遊休農地の割合により評価する。

単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」

に基づき「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況

の公表」のとおりとする。

## 2 担い手への農地利用集積について

(1) 担い手への農地利用集積目標 64ヘクタール

【目標設定の考え方】

平成26年9月に策定された「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」の農用地の利用の集積に関する目標を、本指針の目標値とする。

## (2) 担い手への農地利用集積に向けた具体的な取組方法

朝霞市産業振興課と連携し、地域計画の作成と見直しに主体的に取り組み、農用地利用集積等促進計画等により農地利用集積を進める。

## (3) 担い手への農地利用集積の評価方法

担い手への農地利用集積の進捗状況は、農地の集積率により評価する。

単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

## 3 新規参入の促進について

(1) 新規参入の促進目標 1 経営体

【目標設定の考え方】

過去5年間新規参入の経営体がないことから、5年後の令和10年には促進目標値の参入を目指す。

## (2) 新規参入の促進に向けた具体的な取組方法

朝霞市産業振興課及びあさか野農業協同組合等関係機関と連携し、農業を始めようとする新規就農者へのサポート体制を構築していく。

## (3) 新規参入の促進の評価方法

新規参入の促進の進捗状況は、新規参入者（個人、法人）の数により評価する。

単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

## 第3 「地域計画」の目標を達成するための役割

朝霞市において作成された「地域計画」に基づき、農地を効率的かつ総合的に利用していくため、朝霞市農業委員会は次の役割を担っていく。

- ・ 日常的な農地の見守りによる農地の適正利用の確認
- ・ 農家への声掛け等による意向把握
- ・ 「地域計画」で位置づけられた担い手への農地の利用調整やマッチング
- ・ 農地中間管理事業の活用への働きかけ
- ・ 「地域計画」の定期的な見直しへの協力

議案第14号 朝霞市農業委員会職員の人事について

令和5年3月27日 提出

令和5年4月1日付けで、次のとおり農業委員会事務局職員を任免する。

有賀 雄一	農業委員会事務局専門員を解く
佐藤 たかみ	農業委員会事務局専門員を命ずる
渡邊 誠	農業委員会事務局主査を解く
佐藤 辰準	農業委員会事務局主任を命ずる

埼玉県朝霞市農業委員会会長 高橋 隆

報告第3号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

令和5年3月27日 提出

番号	土地の所在地	登記地目	相続人	届出日	あつせん希望	備考
		登記面積 m <sup>2</sup>		届出事由		
1	北原 [redacted] [redacted]	畑 483.00	浜崎 [redacted] [redacted]	令和5年2月20日	なし	
				相続		

埼玉県朝霞市農業委員会会長 高橋 隆

報告第3号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出の受理について

令和5年3月27日 提出

番号	土地の所在地	登記地目		届出人	転用目的 施設の概要	受理番号		備考
		面積 (㎡)				受理日		
1	西弁財 [REDACTED] [REDACTED]	畑	1,018.00	溝沼 [REDACTED] [REDACTED]	共同住宅敷地	朝農委発第4-7号		
						令和5年2月16日		
2	宮戸 [REDACTED] [REDACTED]	畑	33.00	宮戸 [REDACTED] [REDACTED]	駐車場敷地	朝農委発第4-8号		
						令和5年2月22日		
3	朝志ヶ丘 [REDACTED] [REDACTED]	畑	499.00	宮戸 [REDACTED] [REDACTED]	共同住宅敷地	朝農委発第4-9号		
						令和5年2月24日		
4	東弁財 [REDACTED] [REDACTED] 東弁財 [REDACTED] [REDACTED] 東弁財 [REDACTED] [REDACTED]	畑	157.00	浜崎 [REDACTED] [REDACTED]	駐車場敷地	朝農委発第4-10号		
		畑	1,462.00			令和5年3月6日		
		畑	297.00					
5	浜崎 [REDACTED] [REDACTED] 浜崎 [REDACTED] [REDACTED] 浜崎 [REDACTED] [REDACTED]	畑	278.00	浜崎 [REDACTED] [REDACTED]	共同住宅敷地	朝農委発第4-11号		
		畑	0.59			令和5年3月6日		
		畑	11.00					

埼玉県朝霞市農業委員会会長 高橋 隆

報告第3号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出（所有権移転）の受理について

令和5年3月27日 提出

番号	土地の所在地	登記地目	譲受人	譲渡人	転用目的	受理番号	備考
		登記面積 m <sup>2</sup>			施設の概要	受理日	
1	栄町 [REDACTED] [REDACTED]	畑 4.41	東弁財 [REDACTED] [REDACTED]	富士見市羽沢 [REDACTED] [REDACTED]	住宅敷地	朝農委発第5-3号	
						令和5年3月3日	

埼玉県朝霞市農業委員会会長 高橋 隆



その他報告 農地法第4条の規定による農地等の転用申請許可について

令和5年3月27日 提出

番号	土地の所在地	登記地目	現況地目	申請人	転用目的	許可指令番号	備考
		登記面積 m <sup>2</sup>			施設の概要	許可日	
1	大字浜崎字川袋 [redacted]	田	畑 643.00	浜崎 [redacted]	貸駐車場敷地	指令さい農第4-20号	
	大字浜崎字川袋 [redacted]	田	畑 286.00	[redacted]			
	大字浜崎字川袋 [redacted]	田	畑 30.00	浜崎 [redacted] [redacted]		令和5年2月14日	

埼玉県朝霞市農業委員会会長 高橋 隆

その他報告 農地法第5条の規定による農地等の賃貸借権設定許可について

令和5年3月27日 提出

番号	土地の所在地	登記地目	現況地目	借受人	貸出人	転用目的	許可指令番号	備考
		登記面積 m <sup>2</sup>				施設の概要	許可日	
1	大字下内間木字東散在 [REDACTED]	田	田	大字下内間木 [REDACTED] [REDACTED]	大字下内間木 [REDACTED] [REDACTED] 大字下内間木 [REDACTED] [REDACTED]	駐車場及び資材置場	指令さい農第5-162号  令和5年2月21日	

埼玉県朝霞市農業委員会会長 高橋 隆

その他報告 農地法第5条の規定による農地等の所有権移転許可申請許可後の工事完了届について

令和5年3月27日 提出

番号	土地の所在地	登記地目	現況地目	譲受人	譲渡人	転用目的	許可指令番号	備考
		登記面積 m <sup>2</sup>				施設の概要	許可日	
1	大字浜崎字新河岸川通 [REDACTED]	畑	畑	志木市下宗岡 [REDACTED] [REDACTED]	東弁財 [REDACTED] [REDACTED]	駐車場敷地 (敷地拡張)	指令さい農第5-80号	
	大字浜崎字新河岸川通 [REDACTED]	畑	畑					
	大字浜崎字新河岸川通 [REDACTED]	畑	畑				14.00	
	大字浜崎字新河岸川通 [REDACTED]	畑	畑					
			5.50					

埼玉県朝霞市農業委員会会長 高橋 隆